

件名	愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例
主管課	都市計画課
根拠法令等	景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年 6 月 18 日公布、同年 12 月 17 日施行）等
<p>【改正の概要】</p> <p>景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により屋外広告物法の一部が改正されたことに伴い、屋外広告物の表示等を制限する区域の拡大、監督処分に係る屋外広告物等の保管の手続の整備、屋外広告業の登録制度の創設等を行うための一部改正</p> <p>1 第 1 条</p> <p>(1) 法の用語の改正に伴う規定整備  美観風致を維持 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持  広告物を掲出する物件 掲出物件 等</p> <p>(2) 広告物の表示等の禁止地域（物件）の規定整備等  規定整備 緑地保全地区 特別保全緑地地区、緑地保全地域  追加地域（物件） 生産緑地地区のうち知事が指定する地区、社会資本整備重点計画法施行令第 2 条各号に規定する公園又は緑地、景観重要建造物、景観重要樹木  除外地域 高速自動車国道（自動車専用道路）のサービスエリア、公衆便所</p> <p>(3) 八幡浜市の発足に伴う規定整備 許可地域から保内町を削除</p> <p>2 第 2 条</p> <p>(1) 文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う一部改正 禁止地域に重要文化的景観を追加  (2) 西宇和郡伊方町の発足に伴う一部改正 同町を許可地域に追加</p> <p>3 第 3 条</p> <p>(1) 禁止地域の追加 準景観地区のうち知事が指定する地域、景観法第 76 条第 1 項の規定に基づき市町が定める条例により制限を受ける地域のうち知事が指定する地域  (2) 許可を要する地域 市・市街的町村（1 1 市 1 2 町）等 県内全域に拡大  (3) 監督処分に係る屋外広告物等の保管の手続の整備  広告物等を保管した場合の公示事項、公示方法、広告物等の価格の評価方法、売却する場合の手続、返還方法等を定める。  (4) 屋外広告業を届出制度から登録制度に移行  屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録（有効期間 5 年）を受けなければならないこととする（登録手数料・更新登録手数料 10,000 円）。  登録の申請手続・拒否事由、登録事項の変更の届出の義務付け、登録簿の閲覧制度、廃業の届出の義務付け、登録の抹消等について規定  業務主任者の設置、標識の設置、帳簿の備付けを義務付け  立入検査・登録の取消し・営業停止の処分、監督処分簿の備付け・閲覧について規定  (5) 市町が処理する事務  監督処分に係る屋外広告物等の保管の手続に関する事務等を追加  (6) 罰則の強化（屋外広告業に係る罰則を追加）  無登録営業者、不正の手段により登録を受けた者、営業停止命令に違反した業を営んだ者  1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 等</p>	
施行日	第 1 条は公布日（(3)に係る部分は平成 17 年 3 月 28 日）、第 2 条は平成 17 年 4 月 1 日、第 3 条は平成 17 年 7 月 1 日（(1)に係る部分は景観法附則ただし書に規定する日...同法の公布日から起算して 1 年以内）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 許可物件数 平成 1 5 年度 1345 件（県都市計画課調べ）  2 違反広告物の除去件数 平成 1 5 年度 15865 件（県都市計画課調べ）  3 地方自治法第 252 条の 22 及び地方自治法施行令第 174 条の 49 の 20 の規定により、中核市は、屋外広告物の規制に関する事務について権限を有しており、松山市は、独自の条例を定めている。</p>	